

《参考》 具体的な被害防止施策等の例

捕獲対策

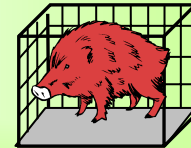
市町村職員、農林漁業団体職員、狩猟者、農林漁業者等による鳥獣被害対策実施隊を設置し、わな免許等狩猟免許の取得を促進するなど、新たな被害対策の担い手を育成



【狩猟免許の取得促進】

安全で効果的な箱わなの導入

捕獲鳥獣の処理加工施設の整備など、肉等地域資源としての活用の促進



【箱わなの導入】

捕獲以外の被害防止施策等

広域地域が一体となった防護柵の設置



【広域的な防護柵の設置】

鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈り払いによる緩衝帯の設置  
(刈り払い後の牛等の放牧や食害されにくい作物の導入など)

犬等を活用した追い払いの実施\*\*



【緩衝帯の設置(牛の放牧等)】

鳥獣の餌となる生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正な管理

地域における技術指導者の育成や地域住民等に対する知識の普及



【犬を活用した追い払い】

生息環境の整備や保全に資するため、地域の特性に応じた間伐の推進、広葉樹林の育成等

\* ここに挙げた施策については、農林水産省の事業により支援致します。

\*\*平成19年11月12日付で動物愛護管理法に基づく基準が改正され、鳥獣被害の防止を目的として、適正なしつけ及び訓練がなされていることなどを条件として、犬の放し飼いが認められることになりました。

\*\*\*お問い合わせ先\*\*\*

農林水産省	生産局農産振興課 鳥獣害対策企画班	
〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	TEL:03-3502-8111(代)
東北農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	TEL:022-263-1111(代)
関東農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	TEL:048-600-0600(代)
北陸農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒920-8566	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL:076-263-2161(代)
東海農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	TEL:052-201-7271(代)
近畿農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル下子風呂町	TEL:075-451-9161(代)
中国四国農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒700-8532	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	TEL:086-224-4511(代)
九州農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係	
〒860-8527	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	TEL:096-353-3561(代)
沖縄総合事務局	農林水産部農畜産振興課 生産総合指導係	
〒900-8530	那覇市前島2-21-7	TEL:098-866-0031(代)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (鳥獣被害防止特措法) について

鳥獣被害防止特措法が制定されました

鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が基本指針を策定します。  
基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止計画に基づく被害防止の取組を積極的に推進します。



平成19年12月

# 鳥獣被害防止特措法の概要

## 目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与します。

## 内容

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成します。

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成します。

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられます。

### 具体的な措置

#### 権限委譲

都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できます。

#### 財政支援

地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられます。

#### 人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられます。

## 施行期日

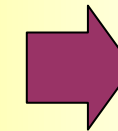
この法律は公布の日から2ヶ月を経過した日から施行されます。

## 市町村の作成する被害防止計画のイメージ

農林水産大臣が策定する基本指針に即して、市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画を作成します。

### 市町村の被害防止計画作成の流れ

被害防止計画の作成



都道府県知事に協議

許可権限委譲事項については、都道府県知事の同意が必要



被害防止計画の公表

許可権限委譲事項が記載されている場合は公告

### 市町村の被害防止計画に記載する事項

#### 1 被害の防止に関する基本的な方針

被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取組方針を記載します。

#### 2 被害防止計画の対象鳥獣

被害防止計画の対象とする鳥獣の種類を記載します。

#### 3 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間を記載します。(概ね3年を想定)

#### 4 対象鳥獣の捕獲に関する事項

捕獲の担い手の確保に関する取組、鳥獣の捕獲予定頭数、捕獲許可権限の委譲を希望する鳥獣の種類等を記載します。

#### 5 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項

防護柵の設置、追い払い活動、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、被害防止に関する知識の普及など、捕獲以外の被害防止施策に関する取組について記載します。

#### 6 被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置や、関係機関で構成する対策協議会の設置等について記載します。

#### 7 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却、肉等としての利活用等、捕獲した鳥獣の処理方法について記載します。